

感染症による出席停止について

＜感染症にかかったら＞

- ① 保護者の方から電話で学校に連絡してください。
- ② 感染症の種類により、出席停止期間は家庭で療養してください。
- ③ 治癒して登校したら、※『出席停止に関する報告について』を担任から受け取ってください。
※次のページにあります。（御家庭で印刷も可能です。）
- ④ 下の欄『保護者からの報告書』を保護者の方が記入し、速やかに担任へ提出してください。
この場合について、医師記入や診断書発行の必要はありません。

学校において予防すべき感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）等	<u>原則、欠席扱い</u> となりますが、学校や地域で流行が見られた場合は、第三種の感染症として扱い、出席停止となります。

保護者殿

愛知県立豊橋商業高等学校長

出席停止に関する報告について

お子様の疾病について、下記の報告書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

記

令和 年 月 日

愛知県立豊橋商業高等学校長殿

保護者からの報告書

下記のとおり、受診したことを報告します。

年 組 番 氏名

保護者氏名

診 断 名

期 間 令和 年 月 日 ～ 月 日

医療機関名